

環境配慮契約法に係る基本方針の検討方針・課題等について

1. 検討の進め方

環境配慮契約法に基づく基本方針について検討することを目的とした有識者による検討会を設置し、国等が環境に配慮した契約を推進するための基本的考え方、手続、評価基準等について検討を行うこととする。また、検討会の下に有識者、関連団体・関係事業者等が参加する以下のワーキンググループを設置し、基本方針案に係る意見交換を行い、検討会に意見を提出することとする。

電力ワーキンググループ

自動車ワーキンググループ

ESCO ワーキンググループ

建築ワーキンググループ

基本的な考え方の整理

温暖化対策の進捗状況及び重要性、環境配慮契約の重要性の記載

環境配慮契約に関する基本方針の基本的考え方

- ・ 調達目的との整合と環境配慮契約の在り方

調達目的により標準的な契約の方法をとれない場合について、環境に配慮した契約を進める手法について検討

- ・ 公正な取引の推進について

適正な競争を確保するための方法について検討

- ・ 電力の安定供給など他の政策との整合について

電力の安定供給を確保するための制度など他の政策との整合をとる方法について検討

環境配慮契約の取組の推進について

- ・ 取組推進体制の構築

環境配慮契約を推進するための体制について検討

- ・ 契約方針及び実績の公表について

国及び独立行政法人等ごとに契約方針や環境配慮契約の実績について、公表する方法を検討

- ・ 次年度以降の基本方針の今後の見直しの要否について検討

2. 電気の供給を受ける契約

(1) 本契約に関する基本的事項

電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等。以下「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。）を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうちから当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（以下「裾切り方式」という。）によるものとする

電力の契約に当たっては、仕様書等に示された契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実にかつ安定的に供給できると見込まれる電気事業者と契約すること

エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、「中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争」の確保に留意するとともに、「他の国等の契約に関する施策」及び「エネルギー政策基本法第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策」との調和を確保するものとする

(2) 基本的な考え方

本契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

- ・ 温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）等による裾切り方式を採用
- ・ 裾切りの設定に当たっては原則複数の電気事業者の参入が可能であることを確保
- ・ 裾切り方式の基準等については毎年度見直しを検討
- ・ 環境への負荷低減に関する電気事業者の取組状況の考慮（新エネルギーの導入状況・未利用エネルギーの活用状況等を評価）
- ・ 電力の安定供給及びユニバーサルサービス性に対する十分な配慮
（なお、上記の配慮に伴い、電気事業者による環境負荷低減の取組の推進が著しく阻害される可能性の有無についても必要に応じ検討）

(3) 本契約方式の方法等

裾切り方式の場合は、裾切りの要件が緩い場合は、二酸化炭素排出係数の高い事業者が参加することにより、安い価格で落札する可能性が考えられる。

一方、要件が厳しい場合は、相対的に二酸化炭素排出係数の高い電気事業者が入札参加資格を得られなくなり、高い価格で落札されることとなる可能性があることから、以下の考え方を基本として、裾切りの設定方法を検討する。

- ・ 安定供給の確保の観点等も踏まえ、地域ごとに裾切りを設定
- ・ 適切な競争の確保の観点等も踏まえ、地域ごとに原則複数の事業者の参入を確保できるよう裾切りを設定
- ・ 裾切りの設定に当たっては、新エネルギーの導入状況・未利用エネルギーの利用状況等を勘案
- ・ 裾切りの設定の検討を行う際には、当該地域において電力の供給を行っている一般電気事業者を含む複数の電気事業者の二酸化炭素排出係数¹等を参考として考慮
- ・ 裾切りの設定は、毎年度見直しを検討する

(4) 検討に当たっての留意点・課題等

検討に当たっての留意点・課題等については、以下のとおり。

- ・ 裾切りの具体的な設定方法の検討
- ・ 契約に用いる排出係数の課題（事業者の努力や CDM クレジットの排出係数への反映等を含む）

¹ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」第 10 条第 2 項の経済産業大臣及び環境大臣より公表された一般電気事業者及び特定規模電気事業者の供給に係る電気の二酸化炭素排出係数

3. 使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入に係る契約

(1) 本契約に関する基本的事項

本契約は、使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品を購入する場合に、購入価格とその使用に伴い排出される温室効果ガスや総維持費用等を総合的に評価する物品の調達に関する契約に適用するものとする

当面の間、自動車の購入に関する契約に適用するものとする

上記の物品を購入する契約にあっては、車両価格及び使用時の供用期間全体の燃料代又は電気代を算出し、当該費用が最低の価格になる者と契約を締結するものとする

発注時の要求性能等に関しては、行政目的等を適切に勘案し定め、必要以上に入札を制限することがないように配慮するものとする

(2) 基本的な考え方

本契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

総合評価落札方式の採用

- ・ ライフサイクルを考慮した場合、使用時の環境負荷が相当程度大きくかつ市場に提供されている製品の技術革新が早く、製品間に大きなエネルギー使用等に関する差異の大きな物品に適用
- ・ 自動車の場合は、本体価格等のインシヤルコスト（初期費用）に加え、生涯燃料費や自動車重量税等のランニングコストも加えたトータルコスト（ライフサイクルコスト）で総合的に評価することが必要

グリーン購入法の特定調達品目

- ・ 自動車の判断の基準を満足する製品であることが前提条件

燃料種の考慮

- ・ 燃料種の異なる自動車については、要求仕様等が異なる場合が多いことから比較を実施しないことを原則

(3) 本契約方式の方法等

購入後に燃料や電気などのエネルギーを大量に使用し、ライフサイクルを考慮した場合に、製造時に比べ相当程度使用時の環境負荷の多い物品に関して、これらのエネルギー使用に伴うコストを含め総合的に評価を行うことが必要である。

自動車の場合は、供用期間中に燃料としてガソリン・軽油等を使用し、温室効果ガス等を排出するとともに、燃料費用の支出を伴うものであり、単に入札時に最低落札価格のみで調達を行った場合には、最終的にはむしろ行政コストが増加する可能性のある物品である。

このため、自動車の購入に関する契約については、以下の考え方を基本として、

契約方法を検討する。

- ・ グリーン購入法に係る特定調達品目の判断の基準を満足することが前提
- ・ 環境性能を費用換算²したライフサイクルコスト(生涯費用、トータルコスト)で評価
- ・ 燃料価格は、当該地域(都道府県別)の前年度の平均価格を使用することを基本に検討
- ・ 調達目的に合わせた発注条件の指定(車種や燃料種ごとの評価を原則)

(4) 検討に当たっての留意点・課題等

検討に当たっての留意点・課題等については、以下のとおり。

- ・ イニシャルコストとランニングコストの算定方法の検討
- ・ 燃費測定に移行状況(10・15モードからJC08モード)を踏まえた評価方法の検討
- ・ 調達目的に合わせ発注条件の指定方法の検討

² 自動車の環境負荷はCO₂を指標とした場合には燃料使用量(=年間走行距離×供用期間/燃費)に簡略的に比例することから、環境負荷は燃料費を考慮することをとおして費用換算が可能

4. 省エネルギー改修事業に係る契約

(1) 本契約に関する基本的事項

省エネルギー改修事業（以下、「ESCO 事業」という。）の立案に当たっては、事前に既存庁舎の状況を的確に把握し十分な診断を行い計画の立案を行うこと

ESCO 事業に係る事業の立案にあつては、長期の供用計画を適切に作成し、契約期間内に契約条件に変更がないよう十分検討を行うこと

ESCO 事業の採択に当たっては、通常の改修計画と ESCO 事業を行った場合の費用便益分析を行い、効率的に ESCO 事業が実施できる場合にあつては、ESCO 事業として事業計画を行うこと

実施事業者の決定に当たっては、プロポーザル選定方式又は総合評価落札方式によること

ESCO 事業として事業計画を行う場合にあつては、契約期間中に想定されうるリスクについて適切に評価を行い、リスク分担について事前に実施事業者と十分協議をおこなった上で契約を行うこと

ESCO 事業として事業計画を行う場合にあつては、契約時に保守・監視のための要領を適切に定め契約を行うこと

ESCO 事業として事業計画を行う場合にあつては、事業期間終了後に円滑に引き継ぎを行い庁舎の使用に支障をきたさないよう、あらかじめ契約時に引き継ぎの要領を定めること

(2) ESCO 事業の流れと検討内容

ESCO 事業は、独自のノウハウを活かして改修事業を実施し、顧客である国等の削減された光熱水費から契約期間内に改修事業の費用の返済を行う仕組みである。費用負担については、光熱費削減分以内とする従来型や、初期投資を必要とする設備更新型について検討する。

ESCO 事業に係る契約に関する検討は、国土交通省の「官庁施設の ESCO 事業実施マニュアル」(平成 18 年 3 月)や(財)省エネルギーセンターの「ESCO 導入のてびき(自治体向け)」(平成 16 年 3 月)を参考に行うこととし、ESCO 事業の各段階における検討内容は、以下のとおり。

ESCO 事業の立案段階

- ・ 通常の改修事業と ESCO 事業を行った場合の費用便益分析を行い、効率的な ESCO 事業が実施可能な場合にあつては、ESCO 事業として事業計画を立案することとし、その要件等について検討
- ・ 予算化の手續の検討
- ・ 国等の機関が ESCO 改修を行う場合、長期の供用計画を作成
- ・ 立案段階において想定されるリスク及びその対応策の検討

ESCO 事業の実施事業者選定段階

- ・ プロポーザル選定方式又は総合評価落札方式により選定するための手續の

検討

- ・ プロポーザル選定方式及び総合評価落札方式の評価基準の検討

ESCO 事業の契約段階

- ・ 事業計画に関する内容及び契約に当たっての契約書への記載事項の検討
 - ➔ 実施計画書の作成に関する事、維持管理に関する事、計測・検証方法に関する事、ペナルティーに関する事、業績の監視に関する事、構成員の変更に関する事、各段階におけるリスク分担に関する事、事業終了後の引渡しに関する事等
- ・ 上記を踏まえた標準契約書の検討

ESCO 事業の実施段階

- ・ 契約条件との乖離が生じた場合の費用分担や対応を決定するために重要な事業の監視に関する標準的な考え方の検討
- ・ 事業実施段階において想定されるリスク及びその対応策の検討

その他

- ・ 債務負担行為の延長により発生するリスク及びその対応策の検討

5 . 建築物に係る契約

(1) 本契約に関する基本的事項

建築物の新築または大規模な改修に係る設計を委託する場合にあっては、原則として設計成果における環境保全性能を、委託仕様書等に定めて発注を行うこと

建築物の新築または大規模な改修に係る設計業務のうち、設計上の工夫により特に温室効果ガス等の排出抑制に効果が大きいと判断される業務については、技術提案のテーマとして、温室効果ガス等の排出抑制に関する内容（自然エネルギーの積極的な利用を含む）を盛り込んだプロポーザル方式（以下「環境配慮型プロポーザル方式」という。）を採用し、その技術的能力を審査した上で、相応の技術力を有する設計者を選定すること

環境配慮型プロポーザル方式により温室効果ガス等の排出抑制に関する技術提案を求めた場合であって、特定された設計者の技術提案内容が特に優れ、業務委託仕様書等に反映することが妥当である場合は、その内容を業務委託仕様書に反映し、温室効果ガス等の排出抑制に関して、当該技術提案の内容を踏まえた工夫が確実に実施されるようにすること

環境配慮型プロポーザル方式を採用し、業務委託仕様書等に反映させた場合にあっては、設計成果について、LCCO₂や建築物総合環境性能評価システム等を活用した総合的な環境性能を評価することが望ましい

環境配慮型プロポーザル方式を採用する場合にあっては、提案者に適切な情報を提供するとともに、検討のための十分な時間が確保されるように配慮した発注を行うこと

(2) 基本的な考え方

本契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

環境保全性能の規定

- ・ 「官庁施設の環境保全性に関する基準」(平成 17 年 3 月 31 日国営環第 7 号) や住宅の用途にあっては「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「評価方法基準」(平成 13 年国土交通省告示 1347 号)等を参考に、設計業務の成果に求める建物の環境保全性能を定める
- ・ ただし、上記基準の適用範囲については検討の必要がある

環境配慮型プロポーザル方式の採用

- ・ 環境配慮型プロポーザルを活用することによる優れた手法の発掘・蓄積と環境配慮設計技術の向上
- ・ プロポーザルの実施に当たって、設計者の有する技術力を公平性・透明性確保の観点から客観的に評価することが不可欠
- ・ 温室効果ガス等の排出抑制に関して、技術提案内容の業務委託仕様書等への反映等による実効性の担保

設計成果の評価

- ・ 「官庁施設の環境保全性に関する基準」、「評価方法基準」又は建築物総合

環境性能評価システム（CASBEE）等による評価を推奨

（３）本契約方式の方法等

設計上の工夫によって温室効果ガス等の排出抑制に一定以上の効果が期待される建築物の設計にあつては、技術提案に当たって温室効果ガス等の削減に関する技術提案を求めることが適切である。

本契約方式は、設計成果となる建築物の環境保全性能を規定することにより、確実に環境配慮のなされた施設整備の推進を図る第一段階と、環境配慮型プロポーザル方式を推奨することにより、温室効果ガス等の削減に関する優れた手法の発掘や蓄積が図られ、環境配慮設計の技術力の向上を促進する第二段階という、建築物の設計における２段階の環境配慮を進めることを目的としている。

環境保全性能の規定

環境保全性能の規定の方法の一例として、「官庁施設の環境保全性に関する基準」。第３章の記述や住宅の用途にあつては「評価方法基準」の省エネルギー対策等級規定等を利用することが考えられる。

環境配慮型プロポーザル方式の採用

環境配慮型プロポーザル方式の場合にあつては、設計者の該当技術提案の内容を設計業務に反映することが妥当であると判断される場合には、当該技術提案の内容を設計業務へ反映させるべき項目として業務委託仕様書に規定するとともに、温室効果ガス等の排出抑制に関して提案内容を踏まえた設計となるよう必要な内容を規定し、温室効果ガスの排出削減について一定の成果を、発注案件の目的に支障がない範囲において担保することとする。

（４）検討に当たっての留意点・課題等

検討に当たっての留意点・課題等については、以下のとおり。

- ・ 環境配慮型プロポーザル方式の評価基準の検討
- ・ 公平性、透明性、客観性を確保するための手順の検討
- ・ 契約に当たっての契約書への記載事項